

第2章 指定給水装置工事事業者

2.1 指定給水装置工事事業者制度

1 基本事項

(法第 16条の 2 第 1 項)

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

(法第 25 条の 3 第 1 項)

水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(法第 25 条の 3 の 2 第 1 項)

第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(法第 25条の 5 第 1 項)

給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

- (1) 指定給水装置工事事業者制度は、水道需要者の給水装置の構造および材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を 適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることのできる制度である。
- (2) 指定事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格が付与される。
- (3) 指定給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定について、令和元年10月1日より更新制が導入された。
- (4) 水道事業者による指定の基準について法で全国一律に定めてある。

2 水道事業者と指定事業者の関係

水道事業者と指定事業者の関係については、図 2.1.1 に示す。水道事業者は、指定の基準を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている一方、指定事業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならない。

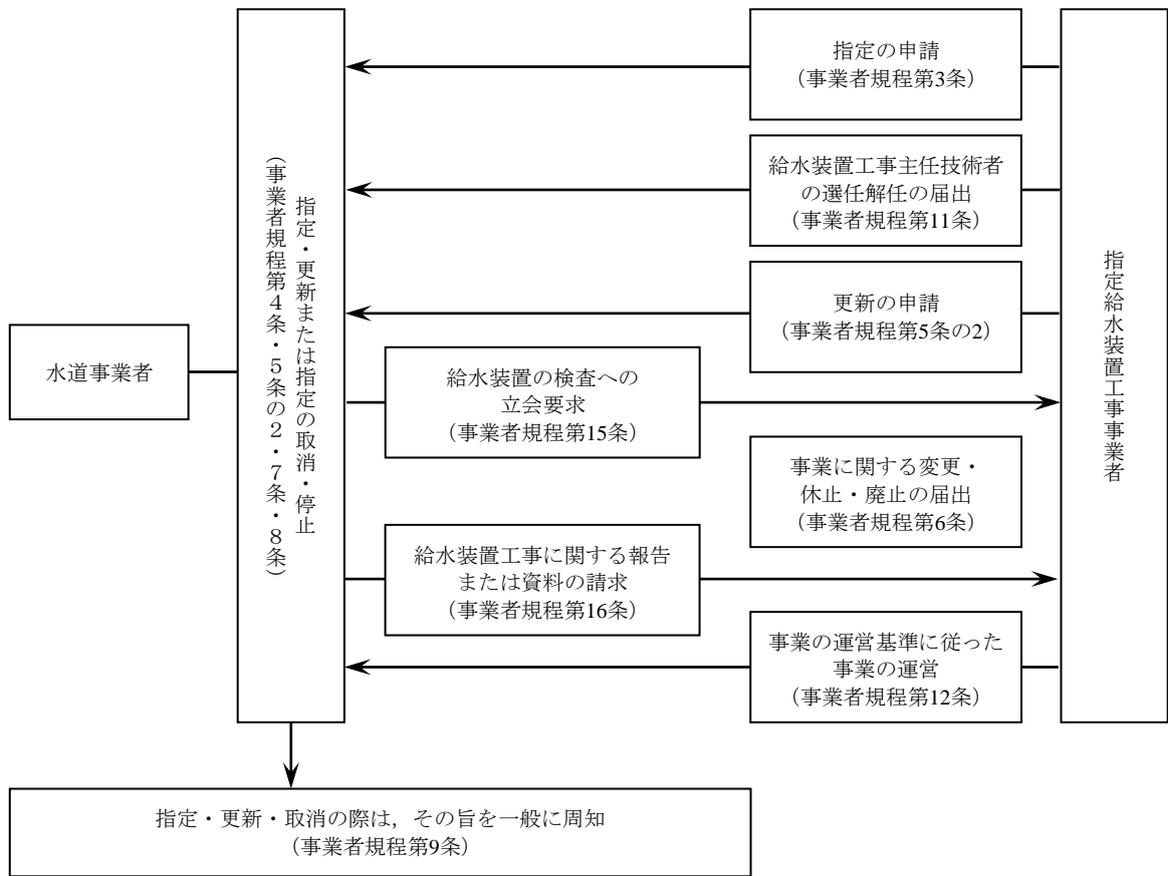


図 2.1.1 指定給水装置工事事業者制度の概要

2.2 事業運営の基準

1 基本事項

1) 事業の基準

(法第 25 条の 8)

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業の運営に努めなければならない。

2) 事業の運営の基準

(施行規則第 36 条)

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事（施行規則第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第 1 号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

2 事業運営の基準の性格

事業運営の基準は、指定事業者が最低限遵守すべき事業の運営に関する事項を定めたものであり、いわば指定の条件という性格を有する。これは、指定事業者が施行する給水装置が給水装置の構造及び材質に関する基準に適合することを確実に担保するため、指定を受けた後の工事実施の職務体制、基準に適合しない資材の使用の禁止等の適正な施行義務、工事に関する記録およびその保存、その他の事項について維持すべき一定の水準を定めたものである。

なお、事業の運営の基準に従った適正な事業の運営ができないと認められるときは、法第 25 条の 11 の規定により給水装置工事業業者の指定の取消しを受けることがある。

3 事業運営の基準の内容

(1) 工事ごとの主任技術者の指名（施行規則第 36 条第 1 項第一号）

個々の給水装置工事ごとに技術上の統括者としての職務を行う者を明らかにし、工事の責任体制を明確化したものである。なお、この指名は、職務の遂行に支障を生じない範囲で、複数工事に 1 名の者を指名することや、1 つの工事で工程ごとや職務ごとに複数の者を指名することができる。なお、指名を受けた主任技術者は、法第 25 条の 4 第 3 項各号の規定により、その職務を誠実に遂行することが求められているため、当該者が誠実に職務を遂行しなかったがために給水装置工事に不適正な施行があったときは、免状の返納命令を受けることがある。（法第 25 条の 5 第 3 項）

(2) 配水管の分岐部から水道メーターまでの工事（施行規則第 36 条第 1 項第二号）

配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合には、当該工事が水道施設に給水装置を接続する工事であること、また、通常は道路下に埋設されることとなる部分の工事であること等から、適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事または監督させることとしたものである。

なお、適切に作業を行うことができる技能を有する者とは、配水管への分水栓の取付、配水管のせん孔、給水管の接合等の一連の配水管から給水管を分岐する工事の作業および当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形等の異常を生じさせることのないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、かつ正確に作業を実施することができる者をいう。技能を有する者としては、こうした技能に関連する公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終的に判断すべきものであり、表 2.2.1 に技能者の判断基準を示すものである。（図 2.2.1 参照）

施 工 範 囲	資 格	適 用	備 考
配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合	① 配管技能者	B	下記③-5へ移行され登録されている者
	② 職業能力開発促進法に規定する配管技能士、および職業訓練校の配管科課程の修了者	C	・配管技能士（法第44の規定） ・配管科過程の修了者（法第24の規定）
	③ （公財）給水工事技術振興財団		
	③-1 給水装置工事配管技能者講習会修了者（標準）	B	・講習会内容のみ適用（平成23年度まで）
	③-2 給水装置工事配管技能者講習会修了者（穿孔のみ）	D	・講習会内容のみ適用（平成23年度まで）
	③-3 給水装置工事配管技能検定会合格者（標準）	B	・講習会内容のみ適用（平成24年度から）
	③-4 給水装置工事配管技能検定会合格者（穿孔のみ）	D	・講習会内容のみ適用（平成24年度から）
	③-5 財団が行う標準講習会と同等として認められた給水装置工事配管技能者認定登録者	B	給水装置工事配管技能者認定協議会
	④ 上記に同等と認められる適切な技能を有すると認められる者	D C	・穿孔機メーカー等が行う分岐工事講習会修了者 ・水道事業管理者が認める者 ※各施工範囲のみ適用
	口径50mm以下		
口径75mm以上	⑤ （公社）日本水道協会		
	配水管技能者講習会登録者	A	・一般または耐震の登録内容のみ適用
	⑥ その他適切な技能を有すると認められる者	D C	・穿孔機メーカー等が行う分岐工事講習会修了者 ・水道事業管理者が認める者 ※各施工範囲のみ適用

表 2.2.1 技能者の判断基準

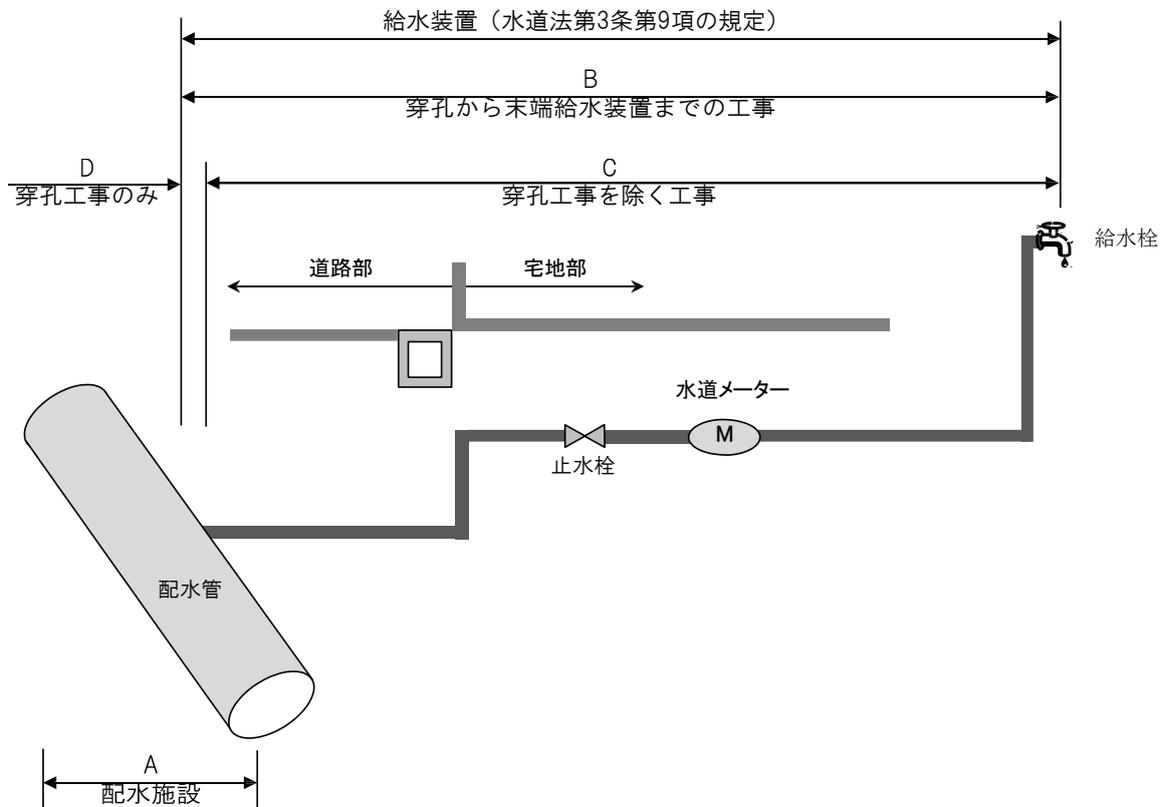


図 2.2.1 表 2.2.1 の適用範囲

(3) 前記 2 の工事を施行するときの水道事業者の承認等（施行規則第 36 条第 1 項第三号）

配水管の分岐部から水道メーターまでの工事を実施する場合には、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期等の工事上の条件に適合するように施行しなければならない。これは、配水管の管種等に応じた工法の指定、震災等の災害防止や漏水時、災害時等の緊急工事の円滑化、効率化の観点からの工事材料および工法の指定、断水防止等の観点からの工期の指定、水道事業者の職員の立会いの下での工事の施工等の条件をいうものである。これらの工事上の条件は、水道施設の機能の保全、配水管の分岐部から水道メーターまでの給水装置に関し防災や緊急工事の円滑な実施等のために必要となる合理的なものに限られ、特定の者への下請けや保証金の積み立て等を工事上の条件とすることはできない。

(4) 研修の機会の確保（施行規則第 36 条第 1 項第四号）

施工技術の進展等に対応するため、指定事業者は、主任技術者その他の工事従事者に対して、外部機関による研修や事業内訓練等の自社内研修の機会を確保するよう努力しなければならない旨を規定したものである。

(5) 給水装置の構造及び材質の規準に適合する施工（施行規則第 36 条第 1 項第五号）

指定事業者が施行する給水装置が、給水装置の構造及び材質の規準に適合したものとなるよう、基準に適合した材料の使用ならびに基準に適合する給水装置の組立ておよびこれに必要な機械器具の使用を求めているものである。

(6) 工事に関する記録および保管（施行規則第 36 条第 1 項第六号）

法第 25 条の 9 および 25 条の 10 の規定により、指定事業者は、水道事業者の給水装置の検査への主任技術者の立ち会いや給水装置工事に関する報告を求められることとなるため、工事に関して記録すべき事項およびその保存期間を定めたものである。

2.3 指定の基準

1 基本事項

1) 指定の基準

(法第 25 条の 3)

1 水道事業者は、第 16 条の 2 第 1 項の指定を申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、次条第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ニ 第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第 16 条の 2 第 1 項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

2) 厚生労働省令で定める機械器具

(施行規則第 20 条)

法第 25 条の 3 第 1 項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

3) 法第 25 条の 3 第 1 項第三号イの厚生労働省令で定める者

(施行規則第 20 条の 2)

法第 25 条の 3 第 1 項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 指定の基準

指定の基準は、参入制限とならない客観的かつ合理的なものとして、技術力と信頼性を要件とし、事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者（給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから選任）を置くこと、一定の機械器具を有すること、一定の欠格要件に該当しないことを定めている。水道事業者はこれら以外に指定の基準を定めることはできない。

なお、法第 25 条の 3 第 1 項第一号でいう事業所とは、調査から工事検査に至る一連の給水装置工事の事業の拠点となる場所をいい、当該場所には給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者となる者を置くこととしている。

3 機械器具

給水装置工事に特有の機械器具で必要最小限のものを、指定の基準となる機械器具として定めたものである。給水装置工事の作業が、主に切断、加工、接合からなり、また、適切な接合が行われ水圧によって漏水が生じないことを検査することが必要となるため、施行規則第 20 条において 4 種類を定めている。

4 欠格要件

指定の欠格要件として法第 25 条の 3 第 1 項第三号イからへまでを定めているが、このうちホに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」というのは、一般的には過去において契約（水道に関するものに限らない）の締結や実行に際して不正または不誠実な行為を繰り返したことがあって、将来もそのようなことを繰り返す可能性が高い者が想定されるが、欠格要件に該当するか否かについては個別具体的に判断されることとなるものである。

また、二の規定により、給水装置工事事業者の指定の取消しを受けた者は、2 年間は新たな指定を受けることができないこととなるものである。

なお、法人の場合には役員に関してもこの欠格要件が適用される。

2.4 指定の申請

1 基本事項

1) 指定の申請

(法第 25 条の 2)

- 1 第 16 条の 2 第 1 項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- 2 第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第 25 条の 4 第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
 - 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項

(施行規則第 18 条)

- 1 法第 25 条の 2 第 2 項の申請書は、様式第一によるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 法第 25 条の 3 第 1 項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 二 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- 3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

(施行規則第 19 条)

法第 25 条の 2 第 2 項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人にあっては、役員の氏名
- 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第 21 条第 3 項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第 25 条の 5 第 1 項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号
- 三 事業の範囲

2 指定の申請手続き

指定は、給水装置工事事業者の申請によって行うこととし、申請に必要な書類の記載事項について法第 25 条の 2 に定め、申請書の様式および添付書類について施行規則第 18 条に定めている。同条では、申請手続きの合理化を図る観点から、申請書等の様式を定め、全国統一化を行っている。

(※第9章 様式集：「指定給水装置工事事業者指定申請書」参照)

3 指定の申請書の記載事項

申請書の記載事項の範囲は、法第 25 条の 3 の給水装置工事事業者の指定の規準に適合しているか否かを判断する上で必要となるものを定めている。

2.5 変更の届出等

1 基本事項

1) 変更の届出等

(法第 25 条の 7)

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

2) 変更の届出

(施行規則第 34 条)

1 法第 25 条の 7 の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法人にあっては、役員の氏名

三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 第 25 条の 7 の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から 30 日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第 25 条の 3 第 1 項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3) 廃止等の届出

(施行規則第 35 条)

法第 25 条の 7 の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

2 変更の届出

事業所の名称および所在地、氏名または名称および住所等、法人の場合の役員の氏名、選任している主任技術者に関する届出内容（氏名、免状交付番号等）について、変更があった場合には、施行規則第 34 条に定める様式に添付書類を添えて、変更のあった日から 30 日以内に水道事業者へ届け出なければならない。なお、主任技術者を交替する時は、法第 25 条の 4 第 2 項の規定による選任・解任届出を行う。

(※第9章 様式集：「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」参照)

3 休廃止等の届出

給水装置工事の事業を休止または廃止したとき、事業を再開したときも同様に一定期間内に届出を行わなければならない。なお、これらの届出を行わず、または虚偽の届出を行った場合には、法第 25 条の 11 の規定により給水装置工事事業者の指定の取消しを受けることがある。

(※第9章 様式集：「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」参照)

2.6 指定の更新

1 基本事項

1) 指定の更新

(法第 25 条の 3 の 2)

- 1 第 16 条の 2 第 1 項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前 2 条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

2) 指定の更新に関する経過措置

(法附則第 3 条)

この法律の施行の際現に水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けている同条第 2 項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新については、同項中「5 年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第 92号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して 5 年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の 5 年前の日以前である場合にあっては、5 年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

(政令第 154 号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第 4 条)

改正法附則第 3 条の規定により読み替えられた水道法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた日（以下この条において「指定を受けた日」という）が平成10年 4月1日から平成11年 3月31日までの間である場合 1年
- 二 指定を受けた日が平成11年 4月 1日から平成15年 3月31日までの間である場合 2年
- 三 指定を受けた日が平成15年 4月 1日から平成19年 3月31日までの間である場合 3年
- 四 指定を受けた日が平成19年 4月 1日から平成25年 3月31日までの間である場合 4年
- 五 指定を受けた日が平成25年 4月 1日から平成26年 9月30日までの間である場合 5年

2 指定の更新

指定給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定事業者の指定（以下、「指定」という。）について更新制が導入された。

(1) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項

指定事業者の制度に、5 年ごとの更新手続きが必要となり、更新を行わなければ、有効期限（指定の効力が満了する日）の経過によって失効の取扱いとなる。

(2) 法第 25 条の 3 の 2 第 2 項

指定事業者が、指定の有効期間（指定が効力を有している期間）の満了の日までに、更新申請を行ったにもかかわらず、水道事業者の「更新の決定」が、その期間内に完了せずに期限を経過してしまった場合でも、「更新の決定」がなされるまでの間は、指定の効力は継続している。

(3) 法第 25 条の 3 の 2 第 3 項

上記 2 項で、指定の更新を決定した場合、更新後の指定の有効期間は、更新を行う前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算する。

(4) 法第 25 条の 3 の 2 第 4 項

指定の更新は、法第 25 条の 2（指定の申請）及び第 25 条の 3（指定の基準）を準用する。

3 指定の更新に関する経過措置

当該指定を受けた日が、施行日の前日の 5 年前の日以前の場合、5 年を超えない範囲内において政令で定めている割振りによる更新手続きの平準化するもの。

本市の指定事業者については、以下の表のとおり。

指定を受けた年月日	有効期間	最初の更新期限
平成22年 1月1日から平成25年 3月31日まで	4年	令和5年9月29日
平成25年 4月1日から令和元年 9月30日まで	5年	令和6年9月29日

2.7 給水装置工事主任技術者の選任

1 基本事項

1) 給水装置工事主任技術者

(法第 25 条の 4)

- 1 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第 3 項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

2) 給水装置工事主任技術者の選任

(施行規則第 21 条)

- 1 指定給水装置工事事業者は、法第 16 条の 2 の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

2 給水装置工事主任技術者の選任

法第 16 条の 2 に基づく水道事業者の指定を受けた指定工事事業者は、事業活動の本拠たる事業所ごとに給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければならない。当然ながら選任は、給水装置工事主任技術者試験に合格し、給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けている者のうちから行わなければならない。

なお、主任技術者の選任を行わないで他人の依頼を受けて給水装置工事を行うことは法の趣旨に反することから、指定事業者の指定を受けてから速やかにその選任を行わせる必要がある。このため、選任の期限を、指定を受けた日から 2 週間以内と定めたものである。選任した主任技術者が欠けるに至ったときも同様に選任を行わなければならない。

また、事業所を本拠として、調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程全体が進行するというのが一般的な事業活動の形態であることから、主任技術者の選任は、原則として事業所ごとに専任とするが、こうした事業において行われることが想定される計画と施工部門の分離等多様な事業形態を妨げることは合理的ではないことから、主任技術者の職務を行うに当たって特に支障がないときは専任でなくともよいこととしている。

本条の規定に違反して、適法な主任技術者の選任を行わなかった場合には、法第 25 条の 11 の規定により指定事業者の指定の取消しを受けることがある。

3 給水装置工事主任技術者の選任等の届出

主任技術者の選任または解任の届出を水道事業者により一定の様式により行わなければならないとしたものである。指定事業者は、主任技術者の選任を行い、その届出を水道事業者に行うことによって、選任に係る手続きを完了することとなる。この届出を行わなかった場合にも、法第 25 条の 11 の規定により指定事業者の指定の取消しを受けることがある。

(※第9章 様式集：「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」参照)

2.8 指定の取消し

1 基本事項

1) 指定の取消し

(法第 25 条の 11)

1 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。

一 第 25 条の 3 第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二 第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。

三 第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第 25 条の 8 に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事事業者の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五 第 25 条の 9 の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八 不正の手段により第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。

2 法第 25 条の 3 第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

2 指定の取消し要件

給水装置工事事業者の指定制度は、指定事業者が指定の基準や事業運営の基準に適合していることを前提として、給水装置の構造及び材質の基準に適合した適切な給水装置工事の実施を確保しようとするものである。

そこで、指定の基準等に適合していない場合には指定を取り消すことができることとし、指定事業者に対する十分な監督を行い、指定制度本来の効果が発揮されるようにしようとするものである。

なお、水道事業者は、指定の取消しをしたときは、指定したときと同様、公報等により周知する必要がある。具体的な指定の取消要件は次のとおりである。(表 2.7.1 参照)

(1) 指定の基準に適合しなくなったとき (法第 25 条の 3 第 1 項各号のいずれか)

(2) 主任技術者の選任および届出義務違反 (法第 25 条の 4 第 1・2 項)

指定制度の技術力確保の根幹となる主任技術者に関してその選任および届出が適正に行われていないとき。

(3) 事業の変更等の届出義務違反（法第 25 条の 7）

指定事業者の監督のために必要な届出がなされていないとき。

(4) 事業運営の基準違反（法第 25 条の 8）

事業運営の基準に従った給水装置工事に関する事業の運営ができないと認められるとき。

(5) 主任技術者の立ち会い応諾義務の違反（法第 25 条の 9）

水道事業者が、水道の適正を確保するために行う給水装置の検査に協力することは、給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置工事を施行できる者として指定を受けた指定事業者の一般的な義務であるから、正当な理由なくこれに応じないとき。

(6) 報告等の応諾義務違反（法第 25 条の 10）

指定事業者の監督または給水装置の適正の確保に必要な給水装置工事に関する報告がなされていないとき。

(7) 水道施設への機能障害（法第 51 条）

「水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者」には罰則の適用がある。飲用に供する水を安定的に常時供給することは公益上の必要性が高く、不適切な給水装置工事によりこうした公益が損なわれたときである。

なお、「給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え」とは、具体的には、不適正な分岐工事によって、配水管の破損はもとより、水道施設本来の能力に支障を及ぼしたり、給水装置から汚染された水が逆流したりすること等がこれに該当すると考えられる。

(8) 不正の手段により指定を受けた場合

指定の取消しは、水道事業者の裁量に委ねられているが、その判断基準は、公平に運用する必要がある。

なお、水道事業者は、法第 25 条の 11 第 1 項各号のいずれかに該当する指定事業者について、情状酌量により、法第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことを留保して行う措置（指定事業者としての業務を一時停止することの指導等）について、その判断基準、手続き等を明確にするための規則を設けても差し支えない。

ただし、法第 25 条の 11 の各号に定める事項以外の事項を独自に定めて指定の停止等の新たな規制を行うことはできない。また、指定の停止期間は、法第 25 条の 3 第 1 項第三号ハの規定から、2 年を超えることはできない。

水道法		糸島市指定給水装置工事事業者規程		該当事項	処分内容
根拠条文	関係法令条文	第7条	関係条項		
第25条の11第1項第8号	第25条の11第1項第8号	1号		不正の手段により指定を受けたとき。	糸島市指定給水装置事業者の指定の取消し
第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第1号	2号	第4条第1号	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	
	第25条の3第1項第2号		第4条第2号	糸島市指定給水装置工事事業者規程第4条第2号で定める機械器具を有しなくなったとき。	
	第25条の3第1項第3号イ		第4条第3号ア	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	第25条の3第1項第3号ロ		第4条第3号イ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	第25条の3第1項第3号ハ		第4条第3号ウ	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
	第25条の3第1項第3号ニ		第4条第3号エ	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
	第25条の3第1項第3号ホ			第4条第3号オ	次に掲げる事由により、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
					① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。
			② 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。		
			③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。		
			④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。		
			⑤ その他の違反行為（主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）		
	第25条の3第1項第3号ヘ		第4条第3号カ	法人であって、その役員のうち糸島市指定給水装置工事事業者規程第4条第3号アからオまでに該当する者がいることが判明したとき。	

水道法		糸島市指定給水装置工事事業者規程		該当事項	処分内容
根拠条文	関係法令条文	第7条	関係条項		
第25条の11第1項第3号	第25条の7	3号	第6条第1項	事業所の名称、所在地等の変更届を提出しないとき又は休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	糸島市指定給水装置事業者の指定の取消し
第25条の11第1項第2号	第25条の4第1項又は第2号	4号	第11条第1項第2項第3項	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	
				給水工事主任技術者が、2以上の事業所に選任され、その職務を行うに当たり支障があるとき。	
第25条の11第1項第4号	第25条の8	5号	第12条第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	
			第12条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	
			第12条第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	
			第12条第4号	主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のための研修の機会を確保しなかったとき。	
			第12条第5号ア	水道法施行令第6条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	
			第12条第5号イ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	
			第12条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	
第25条の11第1項第5号	第25条の11第1項第5号	6号	第15条	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	
第25条の11第1項第6号	第25条の11第1項第6号	7号	第16条	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	
第25条の11第1項第7号	第25条の11第1項第7号	8号		施行した給水装置工事が、水道施設又は工業用水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	

表 2.7.1 糸島市給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準

2.9 指定の停止

1 基本事項

1) 指定の停止

(事業者規程第 8 条)

前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事事業者に特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

本市では、法第 25 条の 11 第 1 項各号または事業者規程第 8 号の適用について処分基準を定め、処分を決定している。

2.10 事業者証の取扱い

1 基本事項

1) 指定給水装置工事事業者証の交付

(事業者規程第 5 条第 1 項)

管理者は、第 3 条第 1 項の指定を行ったときは、速やかに指定工事事業者に糸島市指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事事業者証」という。）を交付する。

2) 指定工事事業者証の返納

(事業者規程第 5 条第 2 項)

指定工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第 7 条の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。

3) 指定工事事業者証の保管

(事業者規程第 5 条第 3 項)

指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第 8 条の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出するものとする。

4) 指定工事事業者証の再交付

(事業者規程第 5 条第 4 項)

指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

5) 指定の更新に伴う指定工事事業者証の交付と返納

(事業者規程第 5 条の 2 第 5 項)

前項において準用する前条第 1 項に規定する場合において、管理者は、指定工事事業者から指定工事事業者証を返納させた上で、新たな指定工事事業者証を交付するものとする。

2.11 給水装置工事主任技術者の役割と職務

1 基本事項

1) 給水装置工事主任技術者の役割

(法第 25 条の 4 第 3 項)

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 四 その他厚生労働省令で定める職務

(法第 25 条の 4 第 4 項)

給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

2) 給水装置工事主任技術者の職務

(施行規則第 23 条)

法第 25 条の 4 第 3 項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第 36 条第 1 項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

2 給水装置工事主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、人の健康や安全に直結した水道水を供給するという給水装置工事の基本認識に立ち、工事の適正確保を図るため技術力の要として、構造及び材質基準や給水装置工事技術等の専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (2) 主任技術者の知識および技能としては、給水装置工事全般に亘ることはもとより、供給規程に基づき、工事内容の審査等の手続きを確実に実施するとともに、新技術、新材料に関する知識の習得など多岐にわたる。
- (3) 給水装置工事の施行に当たっては、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理等を十分に行わなければならないが、事前の現場調査から竣工検査に至るまでの技術的な管理について、主任技術者が果たすべき役割は重要である。

3 給水装置工事主任技術者の職務

- (1) 主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事過程の全体について技術上の統括、管理を行う者である。

① 給水装置工事に関する技術上の管理

工事の事前調査から、計画、施工および竣工検査までに至る一連の過程における技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理および工程毎の工事の仕上がり検査（品質検査）等がこれに該当する。

② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

工事の事前調査から計画、施工および竣工検査までに至る一連の過程において、工事品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督をいう。

③ 給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認

給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う、基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定（例えば、対侵食性のある材料や耐寒材料の使用）、給水装置システムの計画および施工（例えば、逆流防止器具の設置）、工程毎の検査等による基準適合性の確保、竣工検査における基準適合性の確保をいう。

④ 工事に関する水道事業者との連絡調整

水道事業者の給水区域において施工する給水装置工事に関して、当該水道事業者との連絡調整を行うことも主任技術者の職務である。具体的には、

イ) 配水管から給水管を分岐する場合には配水管の布設位置の確認が必要となることから、これに関する連絡調整を行うこと。

ロ) 配水管から給水管を分岐する工事および分岐部から水道メーターまでの工事を行う場合には、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう施行しなくてはならないことから、これに関する連絡調整を行うこと。

ハ) 給水装置工事（施行規則 13 条に規定する単独水栓の交換等の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡を行うこと。

4 給水装置工事に従事する者の責務

- (1) 給水装置工事の現場において工事の作業を行う者、または監督する従事者をはじめとして給水装置工事に従事する者は、法第 25 条の 4 第 4 項により、「給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」こととされており、主任技術者がその職責を十分発揮できるように指定事業者は、その実効性を確実に持たせなければならない。
- (2) 指定事業者は、主任技術者やその他の技術者や技能者の技術力向上を図るため、給水装置工事に関する知識や経験を伝達することを目的に、現場の仕事を通じての OJT (on the job training : 現場研修) や事務所等における OffJT (off the job training : 現場外研修) 等、社内研修の場を設ける努力が求められている。（施行規則第 36 条第 1 項第四号）
- (3) 指定事業者は、工事申込者に対して、管理者の検査に合格した給水装置工事設計書（写し）、および給水装置工事に伴い提出した承諾書等のその他関係書類（写し）を渡すとともに、当該書類の保存と給水装置の管理区分や維持管理等について説明し理解を得るよう努めること。